

岩手県こころのセルフケア推進事業業務

業務仕様書

令和 3 年 6 月
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県こころのセルフケア推進事業業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 目的

新型コロナウイルス感染症のまん延により、県民の社会活動・経済活動生きることにより不安を持ち1人で悩みを抱えている方、及びその周囲にいる方（家族や職場の同僚及び友人等）に対する相談機関への誘引や、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ること）の基礎的な知識を県民に広く周知、浸透を図り、県民一人ひとりが自殺予防を意識できるよう自殺対策について普及啓発を行うもの。

2 本業務の概要

- (1) **業務名** 岩手県こころのセルフケア推進事業業務
- (2) **委託期間** 契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

3 訴求対象及び訴求内容

(1) 訴求対象

1人で悩みを抱えている方（本人）及びその周囲にいる方（家族や職場の同僚及び友人等）

【考え方】

誰もが心の健康を損なう可能性があることから、県民一人ひとりが自らの人生の様々な場面で自殺に追い込まれるという危機に遭遇する可能性があるということを認識して、その場合には適切に援助を求めることができるようにするとともに、心の健康問題の重要性を認識して、自らの心の不調に気づくことができるようにすることが重要である。

また、心の問題を抱えて自殺を考えている人は、何らかの自殺のサインを発していることが多いため、県民一人ひとりが、家族や職場の同僚など自分の身近なところにいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づいて、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていくことができるようにすることが重要である。

(2) 訴求内容

ア 一人で悩みを抱えている方へ（セルフケア実施の定着）

悩みを抱えている方が、自身でストレスチェックを行い、ストレス度合を自覚した上で、メンタルヘルスの重要性を理解し、セルフケアの定着を図る。

イ 周囲にいる方へ（セルフケアの重要性の理解）

周囲にいる方が、メンタルヘルスケアとして、第一段階として「セルフケア」の重要性を理解し、家族や職場の同僚など悩みを抱えた身近な人への支援の第一歩となるよう、啓発を図る。

【自殺対策の基本認識 ～自殺総合対策大綱より～】

- 自殺は追い込まれた末の死
 - ・ 多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死
 - ・ 自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患
- 自殺は防ぐことができる
 - ・ 自殺に追い込んでいる様々な要因に対し、そのような要因を生み出している制度、慣行を見直すこと、様々な要因で追い込まれている人に対し、相談・支援体制の整備という社会的な取組により予防が可能
 - ・ うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を早期に発見し、適切な治療につなげることで予防が可能
- 自殺を考えている人は悩みながらもサインを発している
 - ・ 家族や同僚の気づきを問題に応じた専門家へつなげていくことが自殺を予防するための大きな課題

4 業務内容

(1) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(2) 委託料の上限額

3,419千円（税込）以内の額

(3) 業務概要

次のコンテンツを作成し、県公式LINEアカウント等のSNS媒体で配信及びアカウント等の周知

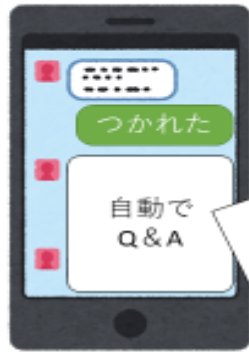
ア 簡易ストレスチェックツールの作成

イ 簡易ストレスチェックツールから誘導される動画及びイラスト等の作成

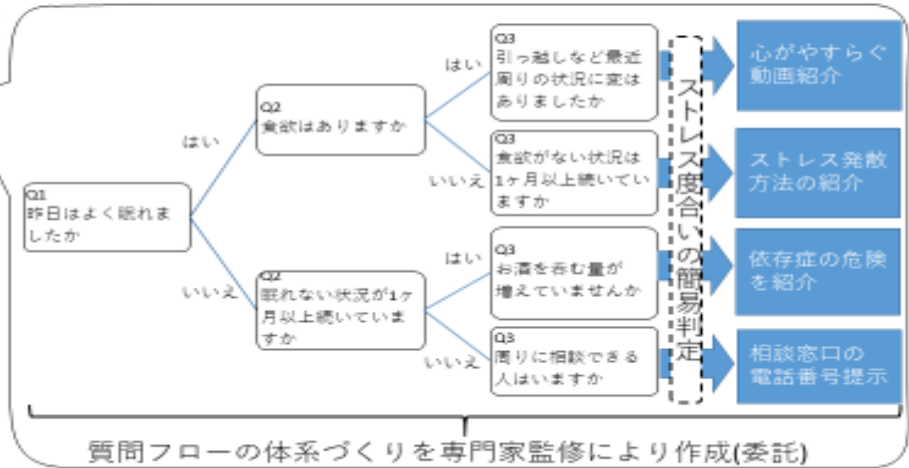
ウ 簡易ストレスチェックツールの周知

エ 上記内容に関連し、さらに事業効果を高めるための取組(自由提案企画)

LINEによるストレスチェックのイメージ



- ① 「つかれた」といった特定のキーワードをフォロワーが発信
- ② プログラミングに基づき、質問が自動で発信され、Q&A
- ③ 回答結果に基づき、各推奨案



5 業務の仕様に関する事項

事業目的を達成するため、下記の内容を踏まえた企画を提案すること。

(1) 簡易ストレスチェックツールの作成

仕様等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身でストレスチェック度合を診断し、度合に応じて、別コンテンツへ誘導や相談窓口を紹介するメッセージLINE ツール作成 (使用する媒体は、新型コロナウイルス関連の県公式アカウントを使用し、自動応答機能等のシステムは県が用意するもの) ・ 質問項目(体系)を専門家監修のもと作成(岩手医科大学大塚耕太郎教授を想定)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開開始：9月(予定) ・ なお、本ツールは、ユーザーが特定のキーワードをトーク画面に送信することで起動する自動応答機能を使って運用することを想定。 ・ 作成に当たっては、契約締結後、委託者と協議のうえ内容を決定すること。 <p>【質問フローの構築について】</p> <p>質問に付属する回答の選択肢をタッチしたとき、所定のキーワード(メッセージ)をユーザーから送信させる。そのキーワードに応じて次の質問を送信(自動応答)することで、ユーザーの状況に応じた質問及びストレス度合いの判断を行う。なお、自動応答の送信時にユーザーごとに変数を用意して、所定の定数を代入・加算・減算することも可能。(変数の値に応じたメッセージ配信も可能)</p>

(2) 簡易ストレスチェックツールから誘導される動画及びイラスト等の作成

ア セルフケアを目的とした動画の作成

仕様等	<p>① 動画コンテンツ（16種類以上：一月に2種類以上のイメージ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内容：自身でメンタルヘルスのバランスを整えるセルフケアコンテンツ <ul style="list-style-type: none"> ※1 1種類毎に完結とするが、数種類のシリーズものの企画でも可とするもの。 ※2 種類又はシリーズ毎に、ターゲット設定を明確にした動画とすること。 ※3 外国人向けに配慮が適当な動画については、テロップ挿入等を行うこと。 ○ 長さ：3分以上（1種類毎に長さに違いがあることは差し支えないこと。） ○ 納品データ形式：投稿可能な形式を事前調整のうえ、納品。 ○ 配信：岩手県公式動画チャンネル（Youtube） <p>② ①動画コンテンツを岩手県公式LINEアカウント及び岩手県公式TikTokアカウントでも配信</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開開始：9月（予定） ・ 知事は出演せず、タレントや県内の精神科医師等を出演者として、県民目線で誰でもできるようなセルフケアを目的としたものを想定するもの。 ・ 作成に当たっては、契約締結後、委託者及び専門家と協議のうえ内容を決定すること。 ・ 県公式のSNS媒体の投稿にあたり、契約期間中に投稿する媒体追加等が生じた場合は、追加となる媒体に投稿可能なデータ形式についても併せて作成すること。 ・ 各サービスのガイドラインや各種ポリシー等に違反しない内容とすること。

イ セルフケアを目的としたイラストの作成

仕様等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ア セルフケアを目的として作成した動画のうち、ストレス対処方法等について、イラスト（静止画等）を作成（4種類以上） ・ 配信：岩手県公式LINEアカウント
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開開始：9月（予定） ・ 作成に当たっては、契約締結後、委託者及び専門家と協議のうえ内容を決定すること。

ウ 簡易ストレスチェックツールの周知

仕様等	<p>ストレスチェックツールを起動するためのキーワードや、本仕様書に定めた媒体（岩手県公式LINEアカウント等）の周知を行うこと。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知開始：9月（予定） ・ 県内の40歳代を中心とした働き盛り世代及び若年層（30歳代以下）に重点的に周知する方法を検討すること。（県公式のHP、Twitter及び、LINEを利用した広報は除く）

エ 上記内容に関連し、さらに事業効果を高めるための事業

仕様等	<p>特に定めない。</p> <p>（上記の業務と連動し、事業効果をより高めるために実施する取組について独自企画を提案すること。</p>
留意事項	<p>実施に要する経費は4「(2) 委託料の上限額」の範囲内とする。</p>

オ その他

県と受託者の協議の上、本仕様書に定めた媒体（他の SNS や Web サイト）を活用した情報発信が効果的であると認められる場合は、他の媒体による情報発信を行う場合があること。

6 成果品

次の成果品を納入等し、検査に合格すること。

(1) 仕様書の定めたコンテンツ等

公開をもって納品とする。

(2) ドキュメント

本業務の運用にかかるドキュメントを作成し、更新の都度、電子媒体で納品するとともに、事業が完了したときは事業完了報告書（様式別途指定）とともに紙媒体で1部納品すること。

(3) その他

上記のほか、必要な書類の提出を求められることがあること。

(4) 納品場所

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課（岩手県庁 9階）

電子媒体の納品方法については別途指定するもの。

7 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(2)再委託の相手方」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に文書で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。